

青森県報

第三千八百八十三号

平成二十六年
八月十八日
(月曜日)

目次

告示

| | | | |
|---|-------|-------------------|-----|
| 介護保険法による居宅サービス事業者の指定 | …………… | (高 齢 福 祉 保 險 課 社) | … 一 |
| 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定 | …………… | (同) | … 一 |
| 介護保険法による介護老人保健施設の開設許可 | …………… | (同) | … 一 |
| 二級建築士試験及び木造建築士試験の事務を行う指定試験機関の住所及び事務所の所在地変更の届出 | …………… | (建 築 住 宅 課) | … 二 |
| 公 告 | | | |
| 県営土地改良事業計画の決定 | …………… | (農 村 整 備 課) | … 二 |
| 右 同 | …………… | (同) | … 三 |
| 建設業者の許可の取消し | …………… | (東 青 地 域 東 民 局) | … 三 |
| 男性警察官用冬帽子ほかの購入に係る一般競争入札 | …………… | (警 察 本 部 会 計 課) | … 三 |
| 出先機関 | | | |
| 土地改良事業計画変更の認可 | …………… | (西 北 地 域 東 民 局) | … 五 |
| 土地改良区の役員の内任及び退任 | …………… | (上 北 地 域 東 民 局) | … 五 |

告 示

青森県告示第六百二十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 氏 名 称 又 は 名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 居宅サービスの種類 | 居宅サービス事業を行う所 | | 指 定 年 月 日 |
|-----------------|-------------------|-----------|---------------------|---------------------|------------------|
| | | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 一般社団法人 福泉会 | 三戸郡南部町大字福田字赤坂脇の七二 | 通所介護 | デイサービス 福田湯つこ | 三戸郡南部町大字福田字赤坂脇の七二 | 平成 二 六 年 八 月 一 日 |
| 公益社団法人 地域医療振興協会 | 東京都千代田区平河町二丁目六の三 | 短期入所療養介護 | 六ヶ所村介護老人保健施設ニツクウキスゲ | 上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附九八六の四 | " |
| 公益社団法人 地域医療振興協会 | 東京都千代田区平河町二丁目六の三 | 通所介護 | 六ヶ所村介護老人保健施設ニツクウキスゲ | 上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附九八六の四 | " |

青森県告示第六百二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 氏 名 称 又 は 名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 介護予防サービスの種類 | 介護予防サービス事業を行う所 | | 指 定 年 月 日 |
|-------------|----------------|-------------|----------------|-------|-----------|
| | | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 指定介護予防事業者 | | | 介護予防サービス事業所 | | |

青森県告示第六百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次とおり介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第一号の規定により公示する。

平成二十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|----------------|-------------------|--------|------------------|---------------------|------------|
| 公益社団法人地域医療振興協会 | 東京都千代田区平河町二丁目六の三 | 介護予防施設 | 六ヶ所村介護老人保健施設ニッスゲ | 上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附九八六の四 | 平成二六年八月十八日 |
| 公益社団法人地域医療振興協会 | 東京都千代田区平河町二丁目六の三 | 介護予防施設 | 六ヶ所村介護老人保健施設ニッスゲ | 上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附九八六の四 | 平成二六年八月十八日 |
| 株式会社かさい | 弘前市大字高田三丁目六の二 | 介護予防施設 | 悠悠いきいさき倶楽部 | 弘前市大字田町一丁目一の六 | 平成二六年八月十八日 |
| 一般社団法人福泉会 | 三戸郡南部町大字福田字赤坂脇の七二 | 介護予防施設 | デイサービス福田湯つこ | 三戸郡南部町大字福田字赤坂脇の七二 | 平成二六年八月十八日 |

青森県告示第六百二十五号

建築士法（昭和二十五年法律第百二二号）第十五条の六第三項において準用する同

| | | | | |
|--------|-------------------|------------------|---------------------|------------|
| 名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地又は住所 | 名称 | 所在地 | 年月日 |
| 六ヶ所村 | 上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附四七五 | 六ヶ所村介護老人保健施設ニッスゲ | 上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附九八六の四 | 平成二六年八月十八日 |



法第十条の六第二項の規定により、二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせる者として指定した公益財団法人建築技術教育普及センターから次のとおりその住所及び試験事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第十五条の六第三項において準用する同法第十条の六第三項の規定により公示する。

平成二十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

| 住所 | 区分 | 変更前 | 変更後 | 変更の年月日 |
|----------------|----|-----------------|----------------|------------|
| 試験事務を行う事務所の所在地 | | 東京都中央区京橋二丁目一四の一 | 東京都千代田区紀尾井町三の六 | 平成二六年八月十八日 |

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、幸畑地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同法第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 縦覧の期間
 - 三 縦覧の場所
- 土地改良事業計画書の写し
平成二十六年八月十九日から同年九月十六日まで
青森市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、上野地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十六年八月十九日から同年九月十六日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大田鉄筋

二 代表者の氏名 三上 敦也

三 主たる営業所の所在地 青森市大字諏訪沢字松代五七の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一四 八七号

五 取消年月日 平成二十六年七月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年十月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

男性警察官用冬帽子ほかの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

男性警察官用冬帽子ほか 総数六千九百八十六点

二 納入期限

平成二十六年十二月二十五日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十六年一月三十一日青森県告示第五十一号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に

知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を提出し、その内容が適正な者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十六年九月十六日までに青森県警察本部警務部会計課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部警務部会計課用度係

電話 〇一七 七二三 四二一一

4 提出部数 一部

六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部警務部会計課用度係

電話 〇一七 七二三 四二一一

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十六年九月三十日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 三階 警務部会計課会議室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased: Police officer's winter hat and others,

total of 6, 986 items
 2 Place of delivery:
 Aomori Prefectural Police HQ
 and 18 police stations in the
 prefecture
 3 Due date:
 25 December, 2014
 4 Time limit for tender:
 30 September, 2014
 (Please refer to a bid manual in time.)
 5 Contact point for the notice:
 Supply Section
 Finance Division,
 Aomori Prefectural Police HQ
 2-3-1 Shinmachi
 Aomori City, Aomori 030-0801
 Japan
 TEL 017-723-4211

出 先 機 関

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、西
 津軽土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十六年七月二十八日認
 可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十六年八月十八日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

事業名 維持管理



土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥
 入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同
 条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年八月十八日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就任 及 び 退 任 の 年 月 日 |
|-------------------|---------|---------------------|--|
| 理 事 | 戸 館 保 人 | 八戸市大字市川町字船場川原二六の三 | 平成 二六・二六就任 |
| " | 小 林 勲 | 上北郡六戸町大字柳町字柳町一五の四 | " |
| " | 成 田 健 義 | " おいらせ町阿光坊一七の一 | " |
| " | 馬 場 雄 弘 | " 三本木一〇一 | " |
| " | 古 館 成 光 | 十和田市大字伝法寺字泉田九五の五 | " |
| " | 野 崎 武 博 | " 大字米田字一本松一四〇の一 | " |
| " | 吉 田 桓 紀 | 上北郡六戸町大字上吉田字上吉田二三五 | " |
| " | 田 中 芳 昭 | " おいらせ町丈の端三六の一 | " |
| " | 馬 場 誠 悦 | " 木崎一六〇 | " |
| " | 木 村 忠 一 | " 西前川原一一 | " |
| " | 田 中 誠 | " 六戸町大字鶴喰字鶴喰二四 | " |
| " | 川 上 茂 | 十和田市大字米田字川尻一八 | " |
| " | 大 竹 光 雄 | " 字種原一五〇の一 | " |
| 監 事 | 小笠原秋彦 | " 大字伝法寺字泉田五五の三 | " |
| " | 三 浦 正 春 | 上北郡六戸町大字小平字小平一 | " |
| " | 蛭 名 良 夫 | " おいらせ町中谷地二六の四 | " |
| 理 事 | 戸 館 保 人 | 八戸市大字市川町字船場川原二六の三 | 二六・二七退任 |
| " | 古 館 成 光 | 十和田市大字伝法寺字泉田九五の五 | " |
| " | 出 戸 一 男 | 上北郡六戸町大字上吉田字坂ノ下五八の四 | " |
| " | 馬 場 誠 悦 | " おいらせ町木崎一六〇 | " |
| " | 前川原俊雄 | " 西前川原一八の二 | " |

